

介護予防通所リハビリテーション

別表2

1. 介護報酬に係る基本費用（1カ月あたり） (円)

項目	1割	2割	3割
要支援1	2,307	4,613	6,920
要支援2	4,300	8,600	12,900

2. 介護報酬に係る加算費用（1カ月あたり） (円)

項目	金額			備考
	1割	2割	3割	
12月越減算21	-122	-244	-366	利用開始日の属する月から12月超えた場合
12月越減算22	-244	-488	-732	利用開始日の属する月から12月超えた場合
退院時共同指導加算	611	1,221	1,831	医師またはリハビリ職員が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合
栄養アセスメント加算	51	102	153	管理栄養士等が栄養アセスメントを実施し結果を説明し、必要に応じて対応した場合（厚生労働省へ情報を提出）
栄養改善加算	204	407	611	低栄養状態にある高齢者、または低栄養状態のおそれのある高齢者の栄養状態の改善を図る取り組みを行った場合
口腔機能向上加算Ⅰ	153	305	458	口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して口腔機能向上の取り組みを行った場合
口腔機能向上加算Ⅱ	163	326	489	口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して口腔機能向上の取り組みを行った場合（厚生労働省へ情報を提出）
一体的サービス提供加算	489	977	1,465	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施した場合
科学的介護推進体制加算	41	82	122	ご利用者の体の状態や栄養状態、口腔機能、認知症などの心身の状況を厚生労働省に提出した場合
サービス提供体制加算Ⅰ1	90	179	269	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅰ2	179	358	537	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅱ1	74	147	220	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅱ2	147	293	440	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅲ1	25	49	74	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上もしくは勤続7年以上の職員が30%以上配置されている場合
サービス提供体制加算Ⅲ2	49	98	147	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上もしくは勤続7年以上の職員が30%以上配置されている場合
処遇改善加算Ⅰ	左記計算の1割又は2割、3割			1カ月利用した総単位数のⅠ 8.6% Ⅱ 8.3% Ⅲ 6.6%

◎ご利用状況に応じて、上記加算分をご負担いただく場合があります。

◎金額は法令で定められた単位を元に算出した額で、利用日数や回数により異なります

3. 介護保険給付外サービス「その他の費用」（利用者負担10割分）

項目	金額		備考
	1日	1回	
朝食代	1日	200円	食材料費等
昼食代	1日	550円	
夕食代	1日	550円	
散髪代	1回	1,500円	散髪のみ
顔そり代	1回	1,000円	顔そりのみ
散髪、顔そり代	1回	2,000円	散髪と顔そり
バット	1枚	14円	施設の物品を使用した場合
バット（ワイド）	1枚	23円	施設の物品を使用した場合
紙パンツ（M）	1枚	80円	施設の物品を使用した場合
紙パンツ（L）	1枚	88円	施設の物品を使用した場合
おむつ（M）	1枚	67円	施設の物品を使用した場合
おむつ（L）	1枚	83円	施設の物品を使用した場合
特別な食事代	実費		希望者のみ
個別の活動費	実費		希望者のみ